

# 第42回 読売書法展

The Yomiuri Shoho Exhibition 2026

## 楽曲利用手続きについてのご注意

### 日本音楽著作権協会(JASRAC)管理作品の場合

読売書法展への出品作品に楽曲(歌詞)を利用する場合、日本音楽著作権協会(JASRAC)が管理する楽曲については、読売書法会事務局が一括して申請を代行し、使用料を立て替え払いしています。**ただし、第39回展(2023年)より出品者様ご自身による手続きが一部追加されましたのでご注意ください。**ご不明な点は読売書法会事務局までお問い合わせください。

### はじめに

本資料では、**JASRACが出版利用に関する権利を管理する楽曲**についての手続きを説明しています。

**必ずはじめに、使用予定の楽曲が上記に該当するかを、ご自身でお確かめください\***。該当しない楽曲の歌詞利用については、適切な窓口をお調べいただいたうえで、許諾を得てから利用してください。

※確認方法

1 JASRACホームページのJ-WIDにアクセス



JASRACが管理する楽曲とその「作品コード」はJASRACホームページのJ-WID(作品検索サービス)で調べることができます。

作品検索サービス J-WID <https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>



2 検索画面でアーティスト名などを入力し、利用したい楽曲を検索

3 個別の楽曲ページにアクセスし、中ほどの「管理状況(利用分野)」を確認。「複製一出版」の欄が「O」になっていれば、JASRAC管理の楽曲です。



×の場合はJASRAC管理ではありません



### 出品までの流れ

3~5月 作品制作前後

#### 追加手続き

JASRACに著作権者の連絡先を問い合わせる

著作権者等に、当該楽曲の書道作品利用への了解を得る

6月 出品受付前後

読売書法会事務局に、  
・文芸利用報告書  
・利用の了解を得た旨の証明(許諾書やメールなど)の写しを提出する(6/19締切)

9月以降 審査後

利用が確定した場合、読売書法会事務局に所定の利用料を支払う  
\*事務局より請求書をお送りします

**出品者ご自身で事前に直接、著作権者等から当該楽曲の書道作品利用への了解を得る必要があります**

- ・許諾は書面やメールなど記録に残る形で取得のうえ、写しを読売書法会事務局にご提出ください。(口頭での許諾は不可)。
- ・資格に関わらず、全ての出品者が対象となります。

\* 音楽作品を用いて美術作品を制作する場合には、著作者の人格的利益や創作者感情への配慮が必要です。

### 著作権者等の情報について



問い合わせ先

**shuppan@jasrac.or.jp**

担当: 録音・ビデオグラム・出版課



伝えること

- 1 読売書法展に出品するための問い合わせであること
- 2 利用する楽曲の楽曲名(可能であれば「作品コード」\*も)
- 3 利用する楽曲の作詞者名
- 4 利用する楽曲の作曲者名

「使用楽曲の著作権者がどの法人(または個人)なのか」「著作権者等の連絡先はどこなのか」は、日本音楽著作権協会(JASRAC)にお問い合わせください。

\* JASRACが管理する楽曲とその「作品コード」はJASRACホームページのJ-WID(作品検索サービス)で調べることができます。

許諾申請の方法は裏面参照

# 「読売書法展」出品作における楽曲（歌詞）利用の申請マニュアル

## STEP 1

JASRACホームページのJ-WIDにて、JASRACが権利を管理する作品であることを確認し、著作権者等(法人が管理している場合もあれば、個人の場合もあります)の連絡先を問い合わせる。

## STEP 2

著作権者等に連絡し、以下①～⑤の事項を伝える。

- ①. 楽曲の曲名と、作品で書く歌詞
- ②. ①を利用して書道作品を制作し、「第42回読売書法展」(主催＝読売新聞社、読売書法会)という公募書道展に出品したいこと
- ③. 8月の審査で決まる成績によって、利用形態(会場展示や出版物への掲載など)が確定すること

### 資格・成績別 利用形態一覧

資格	成績	会場展示	入賞作品図録	役員作品集	会報	読売新聞紙面
参事	役員出品	○	-	○	-	-
	常任理事					
賛助会員	役員出品	○	-	-	-	-
	参与					
理事	読売大賞	○	○	-	○	○
	読売準大賞					
	役員出品	○	-	-	-	-
幹事	読売新聞社賞	○	○	-	○	○
	読売俊英賞	○	○	-	○	-
	役員出品	○	-	-	-	-
評議員	読売奨励賞	○	○	-	○	-
	役員出品	○	-	-	-	-
会友	特選	○	○	-	-	-
	秀逸	○	-	-	-	-
	会友出品	○	-	-	-	-
公募	特選	○	○	-	-	-
	秀逸	○	-	-	-	-
	入選	○	-	-	-	-
	選外			- (利用なし)		

- ④. 利用形態が確定したら、読売書法会事務局が別途JASRACに申請し、所定の使用料を払うこと
- ⑤. 以上を踏まえた上で、楽曲の利用に対する了解を、**記録に残る形(書面もしくはメールなど)**で取得したいこと

※「読売書法展」の企画書や、各出版物の発行予定部数を求められた場合は、事務局までご相談ください。

※読売書法会全体の名誉にも関わりますので、礼を尽くした対応を心掛けて失礼な態度は厳に慎んでください。

## STEP 3

許諾を得たら、「文芸利用報告書」とともに許諾書やメールなどの写しを読売書法会事務局に提出する。

6/19(金)締切